



# 7月の税務

今年も早半年が過ぎましたが、いかがお過ごしでしょうか？  
梅雨明け後には厳しい暑さになるかとおもいますので健康には十分にご留意ください。

### 10日(金)

- ・社会保険料の報酬月額算定基礎届の提出
- ・労働保険料の申告・納付
- ・6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- ・納期特例の適用を受けている事業者の源泉所得税の納付(1~6月分)

### 31日(金)

- ・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請
- ・5月決算法人の申告と納税
- ・11月決算法人の中間申告と納税
- ・8月、11月、2月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・6月分社会保険料納付



## 労働保険 年度更新

労働保険の年度更新とは、前年度(4月1日~翌年3月31日)に実際に支払った賃金総額をもとに「確定保険料」を計算して精算し、同時に今年度の「概算保険料」を算出して納付する手続きです。  
**毎年6月1日から7月10日まで**に行う必要があります。

画像のような封筒が届きますので、給与担当者は中に入っている計算書を元に計算し、申告書の記載および納付ください。もしくは社労士の方にお問い合わせください。



社会保険 郵送

折らないでください

**至急開封してください**

労働保険料・一般拠出金 申告書在中

申告・納付は6月1日(火)から7月10日(土)までです。

〒0120-XXX-XXX

申告・納付はお早めに

社会保険 郵送

折らないでください

**至急開封してください**

労働保険料・一般拠出金 申告書在中

申告・納付は6月1日(火)から7月10日(土)までです。

〒0120-XXX-XXX

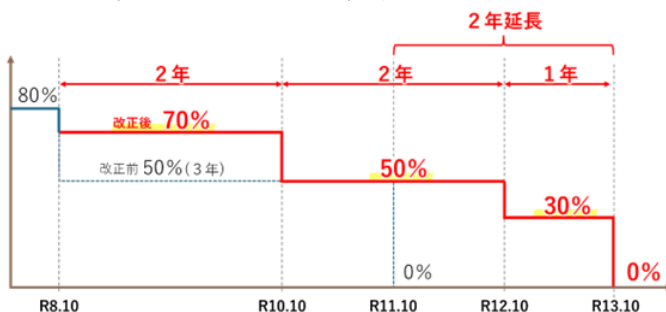
申告・納付はお早めに

## インボイス制度未登録事業者からの仕入れに係る 消費税額の控除の経過措置の改正

令和8年の10月1日で、インボイス制度も3年が経過しようとしており、従前の予定では令和8年10月1日以降、令和11年9月30日までは、インボイス制度未登録の事業者からの仕入れに係る消費税については、50%の控除に変更となる予定でした。(変更前は、80%)

しかし、80%から50%になることでの急激な消費税負担の増加を段階的なものにするため、令和8年税制改正により令和8年10月1日から令和10年9月30日までの2年間は、70%の控除となり、令和10年10月1日から令和12年9月30日の2年間は、50%の控除、令和12年10月1日から令和13年9月30日の期間は、30%の控除となることとなりました。

控除の割合の変遷を図にすると右図のようになります。

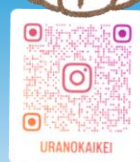


## 紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円のAmazonギフトカードをプレゼントいたします！  
※紹介先のお客様が顧問契約の場合に限りです。  
※詳しくはお問い合わせください。



Googleの  
ロコミの  
ご協力よろしく  
お願いいたします。



Instagramを  
スタッフが  
毎日更新  
しております。  
お時間がある時に  
是非ご覧に  
なってください！

## 【日本三大祭り・大阪「天神祭」が7月24日・25日に開催】

大阪の夏を彩る「天神祭」が、2026年7月24日(金)・25日(土)に開催されます。日本三大祭りの一つに数えられ、今年は本宮が土曜日に重なるため、例年以上の熱気と混雑が予想されます。見どころは25日夜の「船渡御(ふなとぎょ)」と「奉納花火」。約100隻の船が行き交う大川に、約3,000発の華麗な花火が打ち上がり、水面と夜空を美しく照らします。時間が合う方はぜひ現地で体感してください。